

令和5年度 特別区民税・都民税(住民税)のお知らせ

納税通知書を発送します

5年度住民税は、4年1～12月の所得に対して課税され、5年1月1日現在お住まいの区市町村に納めることになっています。個人で納める方と公的年金から差し引かれる方には、5年度の特別区民税・都民税納税通知書を6月9日(金)に発送します。個人で納める方の第1期分の納期限は6月30日(金)です。

※3月16日以降に申告した方は、申告内容が反映されていない場合があります。その場合は、後日変更通知書を送付します。
 ※給与から差し引かれる方には、5月10日に税額通知書を勤務先に発送しました。

簡単・便利!

キャッシュレス納税のご利用を

スマートフォンの決済アプリや口座振替などで納付ができます。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



問合せ 課税内容(税額)などについて…区税第一～第四係 ☎5984-4537
 納付相談について…納付案内センター ☎5984-4547、納付方法について…個人収納係 ☎5984-4542

住民税の証明書が必要な方へ

5年度の住民税の課税(非課税)証明書・納税証明書は6月9日(金)から交付します。

問合せ 税務課税証明・軽自動車税担当 (区役所本庁舎4階) ☎5984-4536

証明書の交付が受けられる方

- ①税務署または練馬区に税の申告をした
- ②勤務先が区に給与支払報告書を提出した
- ③前年中に公的年金等を受給した
- ④前記①～③の方に税法上扶養されている(証明内容に一部制限があります)

※①～④以外の方は、事前に申告の手続きが必要です。
 ※証明書は、5年1月1日現在お住まいの区市町村で交付します。

証明書の交付窓口・受付時間

- 区民事務所…平日午前8時30分～午後7時
 ※練馬区民事務所のみ土曜午前9時～午後5時も受け付けています(祝休日を除く)。
- 税務課…平日午前8時30分～午後5時
- 郵便局(下表の11カ所)…平日午前9時～午後4時
 ※申請時、区に住民登録している本人や住民票上同一世帯の親族に限ります。

郵便局名(所在地)
練馬桜台二(桜台2-17-13)
練馬貫井(貫井5-10-4)
練馬春日南(春日町1-12-3)
練馬土支田(土支田2-29-16)
練馬旭町(旭町2-43-11)
練馬田柄二(田柄2-19-36)
練馬北町(北町1-32-5)
練馬高野台駅前(高野台1-7-3)
練馬関一(関町南1-6-1)
練馬南大泉五(南大泉5-21-24)
大泉(大泉学園町4-20-23)

証明書の交付に必要なもの

本人による申請
本人確認ができるもの
○1点の提示でよいもの…官公署発行の顔写真付き証明書(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)
○2点以上の提示が必要なもの…官公署発行の顔写真のない証明書(健康保険証、年金手帳など)
代理人による申請 ※郵便局ではできません。
①委任状(申請者本人が自署したもの) ※わたしの便利帳や区ホームページに見本があります。
②代理人の本人確認ができるもの(前記の「本人による申請」と同じもの)

※郵送での申請、夜間・休日の受け取り(要予約)については、わたしの便利帳や区ホームページをご覧ください。

証明書の種類と交付手数料

1 課税(非課税)証明書

所得金額や課税額を記載したもの ※前年中の所得証明書としても利用できます(例:5年度の証明書には4年1～12月中の所得金額を記載)。

2 納税証明書

1の課税証明書に納税額を記載したもの

〈交付手数料〉

いずれも1通300円。マイナンバーカードを利用してコンビニや区民事務所の証明書発行機で取得する場合は、1通200円。
 ※新型コロナウイルスの影響により、貸付や融資などの手続きを行う方は無料になります(コンビニ、証明書発行機を除く)。

マイナンバーカードをお持ちの方

- コンビニや区民事務所の証明書発行機で取得できます
 利用には、マイナンバーカードに登録した電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。コンビニでの交付は、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどで取得できます。▶時間:午前6時30分～午後11時

知っておきたい税のはなし

「年収の壁」って本当なの!?

年収が一定額を超え、住民税や社会保険料の負担が生じたりすることが「年収の壁」と言われています。しかし、実態は必ずしもそうではありません。正しい知識を身に付けて、自分に合った働き方について考えてみましょう。▶問合せ:区税第一～第四係 ☎5984-4537



世帯の手取り収入が減ってしまうのでは?

負担が増えてしまうだけでは?

●税制上では、世帯の手取り収入が減らない仕組みが設けられています

給与の場合、年収150万円(住民税では155万円)を超えると、配偶者特別控除が減り始めますが、世帯の手取り収入が減るわけではなく、手取りの伸びが緩やかになります。税制においては、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みがあります。

●社会保険に加入すると、負担だけでなく大きなメリットがあります

年収が106万円または130万円を超えると社会保険料が掛かりますが、将来受け取れる年金が増えたり、医療保険が充実したりするなどのメリットがあります。

詳しくは、区ホームページをご覧ください。

